

平成 30 年度 中標津町人事行政の運営等の状況について

中標津町では、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条の2及び中標津町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成18年3月中標津町条例第18号）第6条の規定に基づき、人事行政の運営等の状況について公表しています。

これは、人事行政の運営等の状況を皆さまにお知らせすることによって、町政の公平性と透明性を高めることを目的としています。公表する内容は以下の11項目になります。

- 1 職員の任免及び職員数の状況
- 2 職員の人事評価の状況
- 3 職員の給与の状況
- 4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況
- 5 職員の休業に関する状況
- 6 職員の分限及び懲戒処分の状況
- 7 職員のサービスの状況
- 8 職員の退職管理の状況
- 9 職員の研修の状況
- 10 職員の福祉及び利益の保護の状況
- 11 その他町長が必要と認める事項

1 職員の任免及び職員数の状況

① 職員の採用及び退職者の状況（平成30年度）

区 分	採用	退 職 者					
		定年	早期	普通	死亡	免職	計
一般行政部門	9人	5人	0人	0人	1人	0人	6人
特別行政部門	9人	0人	0人	5人	0人	0人	5人
公営企業等部門	13人	3人	0人	11人	0人	0人	14人
計	31人	8人	0人	16人	1人	0人	25人

（注）特別行政部門は、教育部門、公営企業等部門は、水道・病院・国保事業他部門

② 部門別職員の状況（平成30年4月1日現在）

区 分	職員数			
	平成29年度	平成30年度	増 減	
一般行政部門	169人	170人	1人	
議 会	3人	3人	0人	
総 務	49人	50人	1人	
税 務	15人	15人	0人	
民 生	40人	41人	1人	

	衛生	20人	20人	0人	
	労働	1人	1人	0人	
	農林水産	18人	18人	0人	
	商工	4人	4人	0人	
	土木	19人	18人	▲1人	
特別行政部門		64人	64人	0人	
公営企業等部門		210人	211人	1人	
	病院事業	177人	178人	1人	
	水道事業	9人	9人	0人	
	下水道事業	4人	4人	0人	
	国民健康保険事業	7人	7人	0人	
	介護保険事業	10人	11人	1人	
	後期高齢者医療	3人	2人	▲1人	
計		443人	445人	2人	

(注)町職員の定数は、条例で上限が540人と決められております。

③ 齢別職員構成の状況(30年4月1日現在)

区分	20歳未満	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳以上	計
	10	33	44	45	31	34	61	53	47	36	45	6	
職員数(人)	10	33	44	45	31	34	61	53	47	36	45	6	445
構成比(%)	2.2	7.4	9.9	10.1	7.0	7.7	13.7	11.9	10.6	8.1	10.1	1.3	100

※教育長除く

④定員適正化計画

町では、時代の変化に伴い多様化する町民ニーズに対応し、質の高い住民サービスを持続的に提供することを念頭に、効果的・効率的な行政運営を目指すことを目的とし、定員管理の適正化に向けた取り組みを一層推進することから、平成29年3月に第五次定員管理計画を策定し、適正な職員配置による効果的な行政運営に努めています。

平成29年度から4年間を計画期間とし、最終的には令和2年度までの4年間で、企業会計等職員及び教員を除く一般職員数が人口千人あたり10人となるようにする。

定員適正化計画(企業会計等職員を除く)

(単位 人)

年 度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
目標の職員数	225	234	234	234	233	232
人 口	23,724	23,582	23,281	23,197	23,724	23,724
目標との対比	9.48	10.01	10.14	10.13	9.82	9.78
実績の職員数	225	236	236	235	—	—

(注) 各年度とも 4 月 1 日

(注) 職員数には教育長を含んでいません。

2 職員の人事評価の状況

町では、平成 28 年度から人事評価制度を導入し、職員の能力開発、人材育成のツールの一つとして活用し、職員一人ひとりの能力開発に役立て、職員が能力を最大限に発揮し組織力を高めることで、より良い行政サービスを町民に提供することを目指しています。

能力開発を目的とした「能力評価」と目標管理による組織力向上を目的とした「業績評価」を実施し、上司と部下の評価面談を行い、評価結果は能力開発と業務改善につながります。

3 職員の給与の状況(普通会計決算)

(1) 総括

①人件費の状況

年度	人口	歳出総額(A)	人件費(B)	人件費率(B/A)
平成 29 年度	23,281 人	14,936,159 千円	1,956,193 千円	13.1%
平成 30 年度	23,197 人	15,130,555 千円	1,949,818 千円	12.9%

(注) 1 人件費には、特別職に支給される給料・報酬などを含みます。

2 「普通会計」とは、一般会計と牧場会計を合わせたものです。

②職員給与費の状況(普通会計決算)

年度	職員数 (A)	給 与 費			1 人当たり 給与費 B/A
		給料	諸手当	計(B)	
平成 30 年度	234 人	806,625 千円	468,421 千円	1,275,046 千円	5,449 千円

(注) 諸手当には退職手当を含みません。

③ラスパイレス指数の状況

年	中標津町	北海道	全国町村平均
平成 30 年 4 月 1 日	96.3	98.6	96.4

(注)ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を 100 とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。参考値は、国家公務員の給与削減が無いとした場合の値。

(2) 職員の平均給料月額と初任給の状況

① 初任給と平均給料月額(平成30年4月1日現在)

(単位 円)

区 分	初任給	経験年数区分別平均給料月額			平均年齢	平均給料月額
		10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満		
一般職 (行政職)	大卒	179,200	265,300	305,000	39.2歳	283,100
	短卒	156,800	236,300	291,600		
	高卒	147,100	213,300	185,100		

(注) 「一般職(行政職)」とは、保健師、医療技術職、教育職などの特殊な職種を除いた一般職や一般技術職をいいます。

(3) 諸手当

① 職員手当の状況(平成30年4月1日現在)

手当の名称	支給金額等			
	支給月	期末手当	勤勉手当	計
期末・勤勉手当	6月期	1.225月分	0.900月分	2.125月分
	12月期	1.375月分	0.900月分	2.275月分
	計	2.600月分	1.800月分	4.400月分
	* 職務上の段階、職務の級等により加算措置がありますが、平成16月12月から加算額を20%削減しております。			
寒冷地手当	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯主で扶養親族のある職員 26,380円 ・その他の世帯主である職員 14,580円 ・その他の職員 10,340円 		* 11月から3月までの各月に世帯等の区分に応じ支給	
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者 6,500円 ・子 10,000円 ・父母等 6,500円 			
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> ・借家、間借の場合 家賃の額に応じて27,000円を限度に支給 ・持家の場合 10,000円 			
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車等使用者～通勤距離に応じて2,000円から31,600円の範囲内で支給(通勤距離が2kmに以上の者) ・交通機関利用者～支給単位期間の月数で除して得た運賃額を支給(但し、55,000円) 			
管理職手当	管理または監督の地位等の職にある者に定額支給 <ul style="list-style-type: none"> ・部長職～47,000円 ・次長職～37,000円 ・課長職～35,000円 			
その他	時間外勤務手当、特殊勤務手当、管理職員特別勤務手当などがあります。			

(4) 特別職の給料・報酬

特別職(町長、副町長、教育長)、町議会議員の報酬は次のとおりです。

(平成 30 年 4 月 1 日現在)

区分		給料・報酬月額	期末手当
給 料	町 長	847,000 円	6 月 2.125 月分
	副 町 長	679,000 円	12 月 2.275 月分
	教 育 長	611,000 円	計 4.400 月分 *加算措置割合 15%
報 酬	議 長	306,000 円	6 月 2.125 月分
	副 議 長	245,000 円	12 月 2.275 月分
	委 員 長	222,500 円	計 4.400 月分
	議 員	200,000 円	*加算措置割合 15%

(注 1) 特別職の期末手当は、町の財政状況を鑑み人件費縮減措置として、平成 16 年 12 月期末手当から役職加算額の 20%削減を実施しております。

(注 2) 議会議員の期末手当支給時の加算措置割合を平成 16 年 12 月期末手当から 20%の削減を実施しております。

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況

1週間の勤務時間	始業時間	終業時間	休憩時間	閉庁日
38 時間 45 分	8 時 30 分	17 時 15 分	12 時 00 分 } 13 時 00 分	・土曜日・日曜日 ・国民の祝日に関する法律に規定する休日 ・12 月 31 日から翌年 1 月 5 日まで

(注) 保育所などの一部勤務場所では、異なる労働形態があります。

(2) 休暇種類

年次休暇	暦年 20 日(残日数 20 日を限度として繰越)
病気休暇	年間 90 日間
特別休暇	親族の死亡(配偶者 10 日、父母 7 日、子 7 日他) 結婚休暇 5 日以内、配偶者の出産休暇、子の看護休暇 5 日以内 他
介護休暇	父母、子などが負傷、疾病又は老齢の介護を行うため 6 カ月以内 (3 回まで分割可能)
介護時間	要介護者の介護を行うため、連続する 3 年以内において 1 日につき 2 時間以内
組合休暇	職員が任命権者の許可を得て登録された職員団体の業務又は活動に従事する期間

(3) 休暇等の取得状況(平成30年1月1日から平成30年12月31日)

総付与日数 (A)	総取得日数 (B)	対象職員数 (C)	平均取得日数 (B/C)	消化率 (B/A)
7,875日	1,651日	203人	8.1日	21.0%

5 職員の休業に関する状況

(1) 育児休業の取得状況(平成30年度)

区分		取得者数
育児休業	新たに育児休業を取得したもの	4人
	前年度から引き続けているもの	5人
部分休業したもの		1人
育児短時間勤務		2人

6 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況(平成30年度)

処分事由	処分の種類			
	降任	免職	休職	降給
勤務実績が良くない	0件	0件	0件	0件
心身の故障の場合	0件	0件	5件	0件
職に必要な適格性を欠く場合	0件	0件	0件	0件
職制、定数の改廃、予算の減少により 廃職、過員を生じた場合	0件	0件	0件	0件
刑事事件に関し起訴された場合	0件	0件	0件	0件

※分限処分とは、公務能力の維持を目的に職員に対してされる処分

(2) 懲戒処分等の状況(平成30年度)

処分事由	処分の種類				
	戒告	減給	停職	免職	訓告等
法令に違反した場合	0件	0件	0件	0件	2件
職務上の義務に違反した場合	0件	0件	0件	0件	4件
全体の奉仕者たるにふさわしくない 非行のあった場合	0件	0件	0件	0件	0件

※懲戒処分とは、職員の義務違反に対して責任を問い秩序の維持を図るための制裁的な処分

7 職員のサービスの状況

平成18年10月16日に中標津町職員倫理規程及び中標津町職員の懲戒処分等に関する要綱を制定し、町民全体の奉仕者であることを自覚し、常に公正な職務の遂行に当たるよう職員に周知徹底を図っております。

8 職員の退職管理の状況

(1) 再就職の状況(平成30年度退職者)

退職時の職	退職者数	再就職先						再就職者合計
		町再任用職員	町臨時職員等	地方公共団体	非営利法人	営利法人	その他	
部長職	3人	2人	0人	0人	0人	1人	0人	3人
課長職	4人	0人	0人	0人	1人	1人	0人	2人
計	7人	2人	0人	0人	1人	2人	0人	5人

9 職員の研修の状況

(1) 職員の研修(平成30年度)

実施機関	研修区分	受講者数
市町村職員中央研修所	政策研修	0人
	制度運用研修	0人
	入門研修	0人
北海道市町村職員研修センター	一般研修	4人
	政策研修	2人
	専門実務研修	1人
	能力開発研修	8人
	指導者養成研修	0人
北海道市町村振興協会	道内研修	0人
	道外研修	0人
	海外研修	1人
	政策研究会	0人
	北海道市町村交流職員研修	1人
北海道町村会	講師養成研修	3人
	講師フォローアップ研修	2人
	法務研修	9人
根室町村会	接遇マナー研修	9人
	新規採用職員研修	12人
	初級職員研修	18人
	中級職員研修	6人
中標津町	新規採用職員研修	13人
	ミドルマネージャー養成研修	11人
	人事評価(評価者)研修	23人
	人事評価(被評価者)研修	148人
	会計年度任用職員制度研修	52人
合計		323人

10 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の福利厚生の実施状況(平成30年度)

健康診断の種類	対象者数	受診者数
定期健診	85人	83人
総合健診	270人	241人
特殊健診(腰痛健診)	25人	25人

(2) 公務災害等の状況

区分	申請件数	認定件数
公務災害	1件	1件
通勤災害	0件	0件

(3) 公平委員会に係る業務の状況

平成30年度における勤務条件に関する措置条件、不利益処分に関する不服申し立ては、該当ありません。